## 議案第97号

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例

大田原市道路占用料条例(平成14年条例第26号)の一部を次のように改正する。 第3条第1号中「法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479 号。以下別表において「令」という。)第19条に規定するものを除く。)及び」を削る。 別表を次のように改める。

別衣を次のように収める。		T	T
占用物件		単位	占用料 (単位: 円)
法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につ	5 6 0
げる工作物	第2種電柱	き1年	860
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		5 0 0
	第2種電話柱	=	8 0 0
	第3種電話柱	=	1,100
	その他の柱類	=	5 0
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メ	5
	地下電線その他地下に設ける線類	ートルに	3
		つき1年	
	路上に設ける変圧器	1個につ	490
		き1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積	3 0 0
		1平方メ	
		ートルに つき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及	1個につ	1,000
	び公衆電話	き1年	1,000
	郵便差出箱		4 2 0
	広告塔	表示面積	2,000
		1平方メ	2,000
		ートルに	
		つき1年	
	その他のもの	占用面積	1,000
		1平方メ	
		ートルに	
)	4.7000071111401	つき1年	0.1
法第32条第1項第2号に掲	内径が 0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	2 1
げる物件		つき1年	
	内径が 0.07メートル以上 0.1 メートル未満のもの		3 0
	内径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		4 5

	1. (-)	·	I	
	内径が0.15メー		6 0	
	メートル未満のもの内径が 0.2メート		9 0	
	ートル未満のもの		90	
	内径が0.3メート	-	1 2 0	
	ートル未満のもの	,		
	内径が 0.4 メート		2 1 0	
	ートル未満のもの			
	内径が0.7メート		3 0 0	
	トル未満のもの			
	内径が1メートルじ		6 0 0	
<b>计数90条数1 西数9</b> 只见对数			上田云往	1,000
法第32条第1項第3号及び第	54万に拘りる旭政		占用面積 1 平方メ	1,000
			ートルに	
			つき1年	
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が1のも	占用面積	A120.0
げる施設		の	1平方メ	
			ートルに	1
		7世半年2° 0 の 3	つき1年	額
		階数が2のもの		Aに0.0 07を乗
				じて得た
				額
		階数が3以上		A120.0
		のもの		08を乗
				じて得た
				額
	上空に設ける通路 地下に設ける通路			1,000
				6 1 0
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲	祭礼、縁日等に際し	、一時的に設	占用面積	2 0
げる施設	けるもの		1平方メ	
			ートルに つき 1 日	
	その他のもの		占用面積	200
			1平方メ	200
			ートルに	
			つき1月	
	看板(アーチである			200
令第479号。以下別表にお	ものを除く。)	るもの	1平方メ	
いて「令」という。第7条第			ートルに	

1号に掲げる物件			つき1月	
1 3 (2) 3 (3)			- C 1/1	
		その他のもの	表示面積	2,000
			1平方メ	2,000
			ートルに	
			つき1年	
	標識		1本につ	800
			き1年	
	旗ざお		1本につ	200
			き1月	
	幕(令第7条第2号	祭礼、縁日等	その面積	2 0
	に掲げる工事用施設			
	であるものを除	的に設けるも	ートルに	
	⟨ 。 )	の	つき1日	
		その他のもの	その面積	200
			1平方メ	
			ートルに	
			つき1月	
	アーチ		1基につ	2,000
			き1月	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事		占用面積	200	
用材料			1平方メ	
			ートルに	
			つき 1 月	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。